

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業  
(食品規格等調査) 調査報告書

# カナダ

## 栄養成分及び栄養強調表示

1. 食品表示の改正 FOOD LABELLING CHANGES.....	1
2. 栄養成分含有強調表示及び比較強調表示 NUTRIENT CONTENT AND COMPARATIVE CLAIMS : .....	3
3. 健康的な食事戦略運動 HEALTHY EATING STRATEGY INITIATIVES .....	3
4. ビタミン及びミネラル強化.....	5

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

## 1. 食品表示の改正 Food labelling changes

2016年12月14日、食品医薬品施行規則 (Food and Drug Regulations: FDR) の栄養表示、成分のリスト、及び食品着色料の色の要件に対する改正が施行された。新しい表示制度への最初の5年間の移行期間は1年延長され、2022年12月に終了する。それまでは、古いラベル形式と新しいラベル形式の両方を使用できる。

Regulations Amending the Food and Drug Regulations (Nutrition Labelling, Other Labelling Provisions and Food Colours)

### **(1) 栄養成分表 (FDR PART B Foods B.01.401 (1) Core Information, Table) :**

- サービングのサイズ serving size
- カロリー calories
- 対1日摂取量比 % Daily Value

**栄養成分表に記載する必要がある13の主要必須表示栄養素:**

- 脂肪 fat
- 飽和脂肪 saturated fat
- トランス脂肪 trans fat
- コレステロール cholesterol
- ナトリウム sodium
- 炭水化物 carbohydrate
- 食物繊維 fibre
- 糖類 sugars
- たんぱく質 protein
- ビタミンA vitamin A
- ビタミンC vitamin C
- カルシウム calcium
- 鉄 iron

(2) 新しい表示形式:

Figure 1. Nutrition facts table changes.

**ORIGINAL**

Nutrition Facts Valeur nutritive	
Per 250 mL / par 250 mL	
Amount Teneur	% Daily Value % valeur quotidienne
Calories / Calories 110	
Fat / Lipides 0 g	0 %
Saturated / saturés 0 g + Trans / trans 0 g	0 %
Cholesterol / Cholestérol 0 mg	
Sodium / Sodium 0 mg	0 %
Carbohydrate / Glucides 26 g	9 %
Fibre / Fibres 0 g	0 %
Sugars / Sucres 22 g	
Protein / Protéines 2 g	
Vitamin A / Vitamine A	0 %
Vitamin C / Vitamine C	120 %
Calcium / Calcium	2 %
Iron / Fer	0 %

**NEW**

Nutrition Facts Valeur nutritive	
Per 1 cup (250 mL) pour 1 tasse (250 mL)	
Amount Teneur	% Daily Value* % valeur quotidienne*
<b>Calories 110</b>	
Fat / Lipides 0 g	0 %
Saturated / saturés 0 g + Trans / trans 0 g	0 %
Carbohydrate / Glucides 26 g	
Fibre / Fibres 0 g	0 %
Sugars / Sucres 22 g	22 %
Protein / Protéines 2 g	
Cholesterol / Cholestérol 0 mg	
Sodium 0 mg	0 %
Potassium 450 mg	10 %
Calcium 30 mg	2 %
Iron / Fer 0 mg	0 %

\*5% or less is a little, 15% or more is a lot  
\*5% ou moins c'est peu, 15% ou plus c'est beaucoup

Calories is larger and stands out more with bold line below

Serving size stands out more and is more similar on similar foods

Daily Values updated

New % Daily Value for total sugars

mg amounts are shown

Updated list of minerals of public health concern

New % Daily Value footnote

**ORIGINAL**

栄養成分表	
250mlあたり	
量	% 1日摂取量
カロリー 110	
脂肪 0 g	0%
飽和 0 g +トランス 0 g	0%
コレステロール 0 g	
ナトリウム 0 mg	0%
炭水化物 26 g	9%
食物繊維 0 g	0%
糖類 22 g	
タンパク質 2 g	
ビタミン A	0%
ビタミン C	120%
カルシウム	2%
鉄	0%

**NEW**

栄養成分表	
1杯 (250ml) あたり	
量	% 1日摂取量*
<b>カロリー 110</b>	
脂肪 0 g	
飽和 0 g +トランス 0 g	0%
炭水化物 26 g	
食物繊維 0 g	0%
糖類 22 g	22%
タンパク質 2 g	
コレステロール 0 mg	
ナトリウム 0 mg	0%
カリウム 450 mg	10%
カルシウム 30 mg	2%
鉄	0%

\* 5%未満は少、15%以上は多

カロリーは大きく目立つように、太線で下線をつける

サービングサイズは目立つように、又類似の食品の場合も同様

新規記載項目：一日摂取量

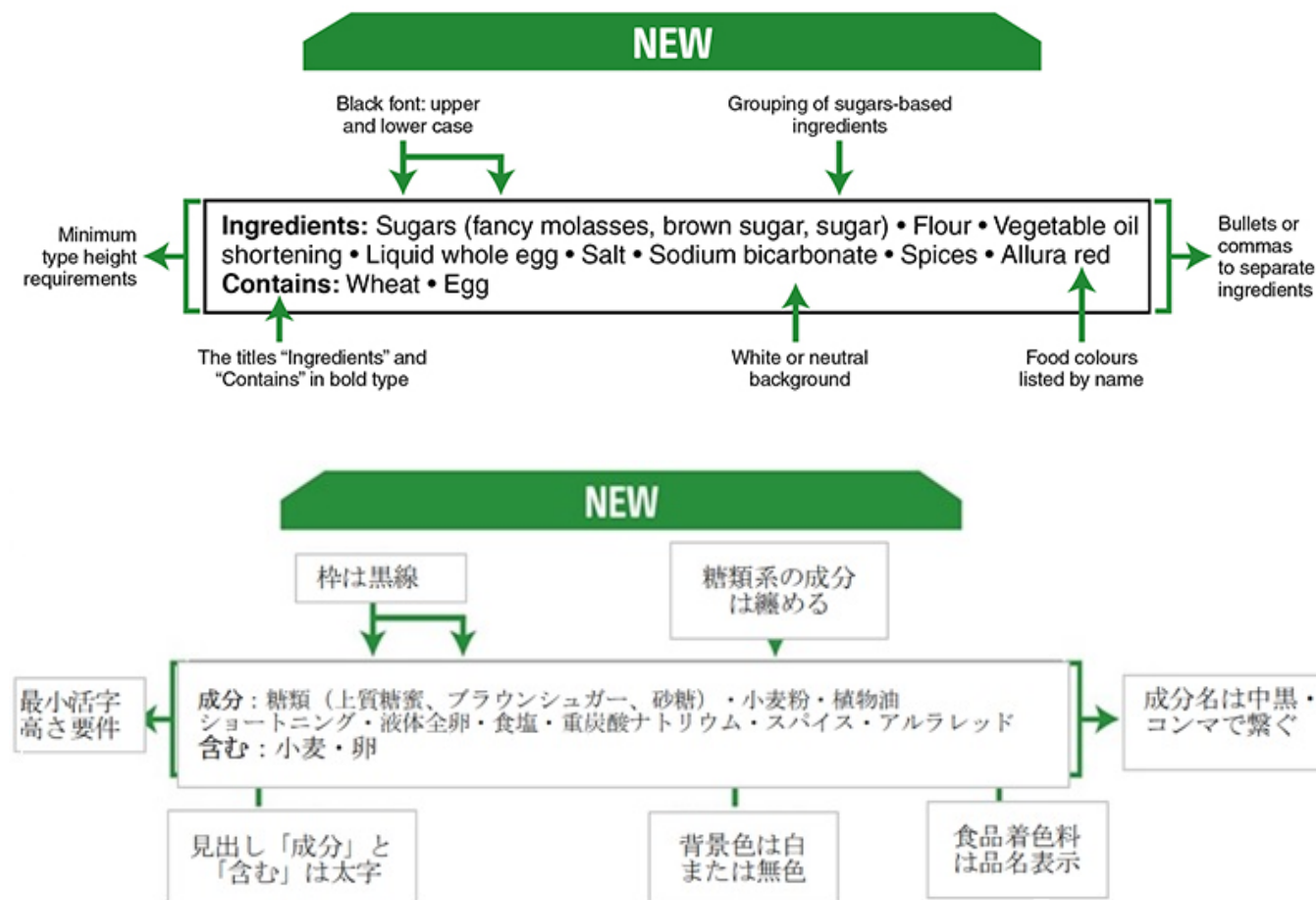
新規記載項目：全ての糖類の一日摂取量

mgで表記

新規記載項目：一日摂取量の目安

公衆衛生上懸念のあるミネラルの最新リスト

Figure 2. List of ingredients.



### (3) 栄養表示の免除

他の食品の製造のための原料として輸入される包装済み食品は、栄養情報の表を含む、いくつかの食品表示要件から免除されており、必須の栄養表示が免除された包装済み食品は、食品医薬品規則 (FDR) の Part B.01.401(2) (a, b) 及び B.01.401(3) に記載されている。但し、特定の成分、ラベル表示、又は画像を追加すると、製品は前述の免除を失う可能性がある。

## 2. 栄養成分含有強調表示及び比較強調表示 Nutrient Content and Comparative Claims :

栄養成分含有強調表示 (Nutrient Content Claims) 及び比較強調表示 (Comparative Nutrient Content Claims) の詳細は、それぞれ、食品医薬品規則 (FDR) の B.01.500~513 に記述されており、まとめが B.01.513 に続く表 (Table) に示されている。

## 3. 健康的な食事戦略運動 Healthy Eating Strategy Initiatives

食品環境の多くの要因が、健康的な食品の選択、健康的な食事パターンに影響を与えていることが科学的に証明されている。家庭、学校、食料品店、レストラン、及び社会的影響と食品マーケティングが、我々の食品の選択に大きな影響

を与え、健康的な食事を多くの人に挑戦させている。カロリー、脂肪、ナトリウム、糖分が多い食品の数は増え続け、提供されていることから、健康的な選択をする能力にたいする挑戦である。

カナダでは、栄養情報の理解と使用において課題に直面しており、消費者が食品環境をナビゲートするのを助けるシステムだけでなく、簡略化されたメッセージに対する関心が高まっており、カナダ保健省(Health Canada)とカナダ食品検査庁(CFIA)は、カナダにおける食品表示要件の策定及び施行に責任を共有している。

**カナダ保健省の使命には、健康的な食事戦略が含まれており、これは次の分野にまで及んでいる。**

- (a) 包装前面表示(front-of-package labeling: FOP)
- (b) 糖類、ナトリウム、飽和脂肪の特定の基準を満たす食品及び飲料の子供への販売活動の制限
- (c) 食品への部分硬化油の使用の禁止
- (d) ナトリウム摂取量の低減

### **(1) 包装前面表示 Front-of-Package Labeling**

カナダ保健省(Health Canada)は、2022年12月に包装前面表示(FOP)の表示要件施行を計画しており、FOP表示は、懸念される3つの主要な栄養素、即ち、ナトリウム、糖類、及び飽和脂肪を対象としている。

提案された包装前面表示(FOP)表示のデザインと規制の提案に関するカナダ保健省の協議は、2018年4月26日に終了した。協議結果と最終規制案は、カナダ官報-パートIIで発表される予定であったが、2018年末、その予定が遅れ、公開は2020年前半に行われる可能性がある。現在提案されているスケジュールでは、4年間の段階的導入期間が必要であり、カナダ保健省は、最終的なFOPシンボルは協議で提案された4つのデザインの1つから選択されるとした。

### **(2) 食品及び飲料の子供への販売活動の制限 Restricting Marketing to Children**

特定の栄養基準を満たす食品の広告を13歳未満の子供に制限することは、カナダ保健省の議題として残っている。同基準は、砂糖、ナトリウム、飽和脂肪の種々の閾値に関連している。しかしながら、2019年9月に連邦選挙が召集される前に、法案S-228、或いは「**児童保健保護法**」がカナダ議会で採択されなかったことから、カナダ保健省によるこの分野の規制イニシアチブには、カナダ議会による事前の立法措置が必要となった。

その結果、新しい法案が議会で導入される必要があり、現在、このタイムラインや指示はない。2017年から2019年にかけて、カナダ保健省はこのイニシアチブのメリットについて幅広い利害関係者と幅広く協議した。又、連邦政府部門が規制案を発表する準備が整った時点で、さらなる協議ラウンドが予想されている。

### **(3) 食品への部分硬化油の使用の禁止 Prohibiting the Use of Partially Hydrogenated Oils in Foods**

2018年9月17日、カナダ保健省による部分硬化油(PHO)の使用禁止が施行され、PHOは、食品中の汚染物質及び他の偽装物質リストのパート1に追加された。PHOの禁止は、PHOを食品の成分として使用すること、及び軽度の用途(例、フライパンの剥離剤)を含め、人間が消費する食品に適用されるが、ナチュラル・ヘルス製品及び非処方健康製品、又は医薬品でのPHOの使用には適用されない。又、完全硬化油も禁止対象外である。

### **(4) ナトリウム摂取量の低減 Reducing Sodium Intake**

2007年から2010年にかけて、カナダ保健省はナトリウム作業部会を招集し、カナダのナトリウム削減戦略を策定した。人口の推定60%が「過剰」なナトリウムを消費しており、2010年の戦略文書は最終的に、2012年6月にカナダ保健省の加工食品業界向けの自主的なナトリウム削減ガイダンスの発表につながった。

2018年1月、カナダ保健省は、業界の自主的な取り組みの効果に関するレポートを発表し、加工食品中のナトリウムの削減は予想よりもはるかに少ないと結論付けた。又、2018年7月、カナダ保健省は、カナダ人によるナトリウム摂取量の

レベルに関するレポートを発表し、平均して推奨レベルの2倍を消費していると結論付けた。

ナトリウムの削減は依然として連邦政府の優先事項であり、カナダ保健省は、さらなる行動には、進行中の監視プログラムと製造業者によるナトリウム削減への公約が含まれる可能性があることを示した。ナトリウムの削減は、健康的な食生活戦略のパッケージの表示戦略の取り組みと子供へのマーケティングの可能な制限を通じて引き続き追求される。

#### 4. ビタミン及びミネラル強化

カナダでは、ビタミン及びミネラルの食品への添加は、食品医薬品規制(FDR)で規制されており、その大部分はPart D (Vitamins, Minerals and Amino Acids)で、その他一般条項についてはPart B(Foods)となる。

栄養成分の強化はある食品に関しては必須で、その他の食品に対しては任意である。この情報は、ビタミン、ミネラル栄養素、アミノ酸添加可能食品と添加必須食品(Foods to Which Vitamins, Mineral Nutrients and Amino Acids May or Must be Added)中の表にまとめられている。

食品医薬品規制(FDR)の規制要件を満たさないいくつかの食品は、暫定販売認可(Temporary Marketing Authorization)に基づきカナダでまだ販売できる。カナダ保健省は暫定販売承認文書を取得した食品の一覧表(list of foods )を公表している。